

笛子第 5-3 号
令和 2 年 5 月 1 日

保護者各位

笛吹市新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 山下 政 樹
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う
保育所等への登園自粛の期間延長について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、市内小中学校では 5 月 24 日まで休業が延長されることになりました。

これを受け、本市が行っている保育所等への登園自粛の要請期間を 5 月 24 日まで延長することとします。

感染拡大を防ぐための大変重要な時期であり、また園児をはじめ、ご家族、保育所職員の生命や健康を守る観点から、次の状況にある家庭におきましては、できる限り登園を控えていただきますようお願いいたします。

- ・保護者が子どものために仕事を休んでいる。
- ・祖父母等の協力が得られる。
- ・育児休業を取得している。
- ・お子様の体調に少しでも不安がある。

なお、自粛要請期間中の保育料については、自粛日数に応じて日割りにより再計算させていただきます。月末（月末が休日の場合は、翌営業日）に通常通りの保育料を納付していただきますが、翌月以降に再計算し、還付いたしますので、ご了承ください。副食費の取り扱いについては、各園にお問い合わせください。

今後の動向により、方針を変更することもありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。